

第 120 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

開催日時

2020年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

目 次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	26
■ 計算書類	29
■ 監査報告	33
■ 株主総会参考書類	37

新日本電工株式会社

証券コード：5563

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号

新日本電工株式会社

代表取締役社長 白 須 達 朗

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃よりご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル

ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C

当日ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第120期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第120期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知の添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nippondenko.co.jp/>）に掲載しております。
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nippondenko.co.jp/>）に掲載することにより周知させていただきます。

株主総会における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応のお願い

- 当日は、事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。
- また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、日ごろの健康状態にご留意いただいた上でご出席ください。特にご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様におかれましては、くれぐれもご無理をなさらず、ご出席の見合わせもご検討ください。
- ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用にご協力をお願いいたします。
- なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが、そちらのご利用も併せてご検討ください。

以上、時節柄、株主の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年1月1日から2019年12月31日）の世界経済は、保護主義的な通商政策の影響などにより、中国や東南アジア、米国、欧州において経済成長の減速傾向が見られました。日本経済については、雇用・所得環境の改善を背景として緩やかに回復したものの、世界経済の動向による影響から、先行きの不透明感が強い状況となりました。

当社の主たる需要先である鉄鋼業界では、中国政府がインフラ投資の促進等景気の下支え策を継続していることで、世界粗鋼生産量は高レベルで推移しましたが、中国の景気悪化懸念による消費財の生産減もあり、需要の伸びは力強さを欠きました。日本国内では、市況は全体として底堅く推移したものの、輸出を中心に弱さが継続し、また自然災害の影響等もあり、粗鋼生産量は前年を下回りました。

このような環境のもと、当社グループの事業は、合金鉄事業においてマンガン合金鉄の国際製品市況の低迷が継続したこと、また機能材料事業においてフェロボロンの事業環境が大きく変化したこと等、厳しい状況で推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は4.7%減少し70,477百万円（前年度実績73,944百万円）となりました。営業損益は、合金鉄事業における製品市況の低迷や期末にかけての急激かつ大幅な鉱石市況の下落に伴い、棚卸資産評価損を計上したことなどから、5,572百万円の損失（同1,701百万円の利益）、経常損益は、6,426百万円の損失（同1,947百万円の利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、合金鉄事業における製品市況低迷継続並びに機能材料事業における事業環境の変化による収益性見直しに伴い、固定資産の減損損失を計上したことなどから、14,240百万円の損失（同2,352百万円の利益）となりました。

なお、配当政策及び連結業績に鑑み、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

（合金鉄事業）

2019年の世界経済は、保護貿易主義の高まりを受け、欧州、中国に加え、インド、ASEANなど地域経済が総じて減速し先行きは不透明感を増しております。

一方、日本経済は良好な雇用環境のもと、個人消費は緩やかに回復したものの、海外経済の低迷や相次ぐ自然災害の影響から生産活動が減速し、足元では停滞感が強まっております。

海外粗鋼生産においては、世界最大の生産国である中国は政府の景気対策を背景に8%を超える増加となり、インドが足元弱含んでいるものの、昨年に引き続き自国の最高記録を更新しました。この結果、2019年の世界粗鋼生産量は、18億7,000万トンと前年比で3.4%の増加となり、3年連続で過去最高を記録しました。

国内粗鋼生産量は、米中貿易摩擦、中国景気後退などの影響で国内の産業機械、自動車部品など間接輸出向けの鋼材需要が減少した結果、9,928万トンと前年比で4.8%の減少となりました。

合金鉄事業の当期業績は、販売数量は前年比横ばいで推移したものの、製品市況の低迷により売上高は前年比減となりました。営業利益につきましては、マンガン鉱石をはじめとする原材料市況高止まりの継続と合金鉄製品市況弱含み推移に加え、棚卸資産評価損計上により、前年比で大幅に減少しました。

厳しい事業環境の中、より一層の収益・コスト改善に向けた諸施策に全力で取り組んでまいります。

（機能材料事業）

機能材料事業につきましては、フェロボロンの販売は、主力のアモルファス向けが大幅に減少し、前年比大幅減となりました。

酸化ジルコニウムの販売は、米中貿易摩擦等による経済減速の影響を大きく受け、堅調であった電子部品向けに急ブレーキがかかり、前年を下回りました。

電池材料の販売は、ハイブリッド車向け水素吸蔵合金が好調を維持し、さらに住友金属鉱山からの受託事業を開始したことから前年を上回りました。

以上の結果、一部製品の前倒し販売による一時的な販売増があったものの、機能材料事業の当期業績は売上高、営業利益とも前年を下回りました。

(環境事業)

環境システム事業につきましては、エネファーム向け販売が減少しましたが、ほう素回収のイオン交換塔の再生塔数が増加したことから、モバイル全体としましては堅調に推移いたしました。しかしながら、今期は大型設備の販売がなく、売上高、営業利益ともに前年比で減少となりました。

中央電気工業の焼却灰溶融固化事業につきましては、老朽化に伴い焼却灰溶融炉における設備の点検・修理等の頻度が増えたことで、焼却灰の処理量が前年を下回った結果、売上高、営業利益ともに前年比で減少しました。

以上の結果、環境事業の当期業績は、売上高、営業利益とも前年を下回りました。

(電力事業)

電力事業につきましては、幌満川第3発電所が2月より営業運転を開始し、稼働中の第2発電所と併せてFIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）を利用した発電事業が本格化しました。両発電所とも順調に稼働したことにより、電力事業の当期業績は売上高、営業利益とも前年を上回りました。

(その他)

その他につきましては、売上高、営業利益ともに前年を下回りました。

また、当連結会計年度におけるセグメントの売上高及び営業利益は次のとおりです。

(単位：百万円、%)

事業名	第119期(前連結会計年度) (2018.1.1～2018.12.31)				第120期(当連結会計年度) (2019.1.1～2019.12.31)				増減率	
	売上高		営業利益		売上高		営業利益		売上高	営業利益
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
合金鉄事業	47,920	64.8	△1,199	△70.5	45,919	65.2	△8,745	-	△4.2	-
機能材料事業	12,024	16.3	1,513	89.0	11,528	16.4	1,412	-	△4.1	△6.7
環境事業	5,965	8.1	950	55.9	5,262	7.5	783	-	△11.8	△17.6
電力事業	586	0.8	153	9.0	1,342	1.9	778	-	128.9	408.6
その他	7,447	10.1	283	16.7	6,424	9.1	199	-	△13.7	△29.8
合計	73,944	100.0	1,701	100.0	70,477	100.0	△5,572	-	△4.7	-

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

設 備 名	事 業 部 門
幌満川第三発電所（日高工場）	電力事業部門
電気炉耐火物更新（徳島工場）	合金鉄事業部門
機能材料製造設備の改造（妙高工場）	機能材料事業部門
機能材料製造設備の改造（富山工場）	機能材料事業部門

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

設 備 名	事 業 部 門
機能材料製造設備の新設（妙高工場）（注）1	機能材料事業部門
機能材料製造設備の改造・新設（妙高工場）（注）2	機能材料事業部門
20トンクレーンの更新工事（鹿島工場）	合金鉄事業部門

（注） 1. この設備は2018年11月に着手したものであります。

2. この設備は2019年1月に着手したものであります。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2018年～2020年を実行期間とする「第7次中期経営計画」を策定し、以下の基本方針のもとにグループをあげて全力で諸施策に取り組んでおります。

第7次中期経営計画の基本方針

『「4 C o r e s」 ＋ 将来につながる企業存立基盤の確立』

1. 合金鉄・機能材料・環境・電力の4つのコア事業を更に推進し、安定的な連結収益体制を完成させる。
2. 人材・資金・設備・技術・情報などの経営資源を完全に一体化・連携させ、相乗効果を早期にフルに発揮させる。
3. 当社グループの更なる成長を可能とし上場企業として相応しい企業基盤を構築、ステークホルダーから信用信頼されるグループに生まれ変わる。

なお、当連結会計年度は営業損益以下の各段階損益において損失を計上しました。特に親会社株主に帰属する当期純損益に関しましては、合金鉄事業と機能材料事業において減損損失を計上したことにより、前年同期と比べ大きく減益となり、14,240百万円の損失を計上しました。

2020年は赤字から脱却し黒字回復を目指しておりますが、依然として厳しい事業環境であること、及び当事業年度は年間配当を見送らざるを得なかったことを真摯に受け止め、2019年7月より役員報酬及び管理職給与・賞与の減額を行っております（2020年2月10日付で「役員報酬及び管理職給与・賞与の減額に関するお知らせ」を発表済み）。

また、資産圧縮や投資の見直し等、コスト・収益改善への取り組みを引き続き行ってまいります。

当社グループは、コーポレートガバナンス及びリスク管理運営を強化し、株主や顧客の皆様からの信頼に応えられるよう努めてまいります。また、内部統制システムを構築し、管理体制を強化・推進してまいりましたが、今後、更なる強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第117期 (2016年12月期)	第118期 (2017年12月期)	第119期 (2018年12月期)	第120期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売上高	58,486 ^{百万円}	71,346 ^{百万円}	73,944 ^{百万円}	70,477 ^{百万円}
経常利益又は経常損失(△)	1,614	9,239	1,947	△6,426
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△116	7,988	2,352	△14,240
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△0.80円	54.55円	16.06円	△97.20円
総 資 産	84,563	98,447	99,786	85,224
純 資 産	61,412	70,802	69,068	54,268

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況(2019年12月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
中央電気工業株式会社	480 ^{百万円}	100.0 %	廃棄物熔融固化処理
共栄産業株式会社	99	93.2	化学工業製品等の販売
リケン工業株式会社	10	100.0	鉄鋼用分析測定機器等の製造・販売
栗山興産株式会社	18	100.0	プラスチックの加工・販売
電工興産株式会社	100	100.0	倉庫業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め7社であり、持分法適用会社は2社であります。

(7) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
合金鉄事業	フェロマンガ、シリコマンガ、フェロクロム、フェロシリコン、フェロバナジウム、その他の特殊金属製品及び珪カル肥料の製造・販売 倉庫業 港湾荷役・構内作業の請負 マンガン鉱山の権益保有 等
機能材料事業	フェロボロン、水素吸蔵合金、リチウムイオン電池正極材料、酸化ジルコニウム、マンガ系無機化学品、酸化ほう素、ほう酸等の製造・販売 等
環境事業	ほう素回収、ニッケル回収、用水事業 電気炉による焼却灰溶融固化処理 等
電力事業	電力の供給
その他	工業薬品、金属製品、貴金属化合物等の販売 サンプラー等鉄鋼用分析測定機器の製造・販売 プラスチックの加工・販売 等

(8) 主要拠点等（2019年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
生産拠点	徳島工場（徳島県阿南市）、鹿島工場（茨城県鹿嶋市）、 富山工場（射水地区）（富山県射水市）、 富山工場（高岡地区）（富山県高岡市）、 妙高工場（新潟県妙高市）、郡山工場（福島県郡山市）、 日高工場（北海道様似郡）、幌満川発電所（北海道様似郡）
営業所	大阪営業所（大阪府大阪市）
研究所	徳島県阿南市

② 子会社

中央電気工業株式会社	本社（茨城県鹿嶋市）
------------	------------

(9) 従業員の状況（2019年12月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
合金鉄事業	388 ^名	5 ^名 (増)
機能材料事業	255	9 (増)
環境事業	171	5 (増)
電力事業	16	3 (増)
その他	78	36 (減)
全社（共通）	69	3 (減)
合 計	977	17 (減)

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先（2019年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,564 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,736
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,369
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,434

(11) その他

① その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

② 重要な事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 146,568,067株

(3) 株 主 数 30,421名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	30,314 ^{千株}	20.68 [%]
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,000	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,634	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,557	1.75
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,354	1.61
日 鉄 鉱 業 株 式 会 社	2,100	1.43
新 日 本 電 工 取 引 先 持 株 会	1,827	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,826	1.25
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,802	1.23
資産管理サービス信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ信託銀行口	1,728	1.18

（注）持株比率は自己株式（1,324株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(イ) 新株式の発行

当社は、2019年3月28日の第119回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。これを受け、当社は2019年4月25日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり新株式を発行いたしました。

- ・発行した株式の種類 当社普通株式
- ・発行した株式の総数 136,200株
- ・発行した株式の総額 31,734,600円
- ・発行日 2019年5月24日

(ロ) 自己株式の消却

当社は、2019年4月25日開催の取締役会決議に基づき、株主の皆さまにおける将来の株式希薄化の懸念を軽減することを目的とし、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

- ・消却した株式の種類 当社普通株式
- ・消却した株式の総数 309,425株
- ・消却日 2019年5月23日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年12月31日現在)

代 表 取 締 役 社 長		白 須 達 朗
取 締 役 専 務 執 行 役 員	人事、人材開発センター、経営企画、 販売管理 大阪営業所に関する事項管掌 合金鉄事業に関する特命事項管掌	小 林 啓 晃
取 締 役 専 務 執 行 役 員	合金鉄営業（主原材料の購入を含む）、合金鉄管理に関する事項管掌 合金鉄の海外戦略につき越村常務執行役員に協力	田 畠 公 三
取 締 役 常 務 執 行 役 員	総務、経理、合金鉄の海外戦略に関する事項管掌	越 村 隆 幸
取 締 役 常 務 執 行 役 員	機能材料事業（機能材料営業部、機能材料管理部、富山工場、妙高工場、徳島工場機能材料部）に関する事項管掌 環境システム事業および環境事業全般に関する事項管掌	谷 奥 俊
取 締 役 常 務 執 行 役 員	生産・技術、環境・安全、研究開発、情報システム、電力事業に関する事項管掌	堤 一 彦
取 締 役		一 木 剛 太 郎
取 締 役		細 井 和 昭
取 締 役		安 西 浩 一 郎
監 査 役	常勤	堀 本 国 男
監 査 役		青 木 良 夫
監 査 役		野 原 誠
監 査 役		都 正 二

- (注) 1. 取締役 一木剛太郎、細井和昭及び安西浩一郎の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 堀本国男、青木良夫、野原誠及び都正二の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 堀本国男氏は、経理業務の長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 都正二氏は、経理業務の長年の経験及び公益財団法人財務会計基準機構における勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 一木剛太郎氏は、宏和法律事務所の弁護士であり、また、DBJプライベートルート投資法人の監督役員及び株式会社ロッテホールディングスの社外取締役であります。
7. 取締役 細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であり、また、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社の社外監査役であります。
8. 取締役 安西浩一郎氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
9. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であり、また、日本通運株式会社及びポリプラスチックス株式会社の社外監査役であります。
10. 監査役 野原誠氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
11. 当社は、取締役 一木剛太郎氏及び細井和昭氏並びに監査役 青木良夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
12. 当社は、定款第30条第2項において、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は取締役であります一木剛太郎、細井和昭及び安西浩一郎の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。
13. 当社は、定款第40条第2項において、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は監査役であります堀本国男、青木良夫、野原誠及び都正二の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。

当社は執行役員制度を導入しております。2019年12月31日現在の取締役兼務を除く執行役員は以下のとおりです。

常 務 執 行 役 員	内部統制に関する事項管掌 内部統制部長 委嘱	田 中 信 夫
執 行 役 員	人材開発センター長 委嘱 人事および経営企画につき小林専務 執行役員を補佐	古 跡 隆 一 郎
執 行 役 員	徳島工場（機能材料部を除く）に関する 事項管掌 徳島工場長 委嘱	深 澤 和 生
執 行 役 員	鹿島工場長 委嘱	喜 田 英 志
執 行 役 員	合金鉄営業（主原材料の購入を含む）、 合金鉄管理に関する事項につき 田畠専務執行役員を補佐	山 田 統 明
執 行 役 員	合金鉄の調整に関する事項管掌 合金鉄営業部長 委嘱	佐 藤 雄 樹
執 行 役 員	総務部長 委嘱	上 直
執 行 役 員	環境システム事業部長 委嘱	積 田 正 和

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

取締役 8名 197百万円（うち社外取締役 2名 12百万円）

監査役 3名 32百万円（うち社外監査役 3名 32百万円）

- (注) 1. 取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役 1 名を除いております。
2. 監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役 1 名を除いております。
3. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬として取締役（社外取締役を除く 6 名）に付与した譲渡制限付株式10百万円が含まれております。
4. 2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額 4 億5,000 万円以内、監査役の報酬額は年額7,000万円以内とご承認いただいております。また、2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、年額 1 億円以内とご承認いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役 一木剛太郎氏は、宏和法律事務所の弁護士であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 安西浩一郎氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。なお、同社は当社の主要取引先であります。

監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 野原誠氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。なお、同社は当社の主要取引先であります。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役 一木剛太郎氏は、DBJプライベートリート投資法人の監督役員及び株式会社ロッテホールディングスの社外取締役であります。なお、DBJプライベートリート投資法人及び株式会社ロッテホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。

取締役 細井和昭氏は、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社の社外監査役であります。なお、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、日本通運株式会社及びポリプラスチックス株式会社の社外監査役であります。なお、日本通運株式会社及びポリプラスチックス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

④ 各社外役員の事業年度における主な活動状況

氏 名	取締役会・監査役会への出席状況、取締役会、監査役会における発言その他の活動状況
取締役 一木剛太郎	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 細井和昭	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 安西浩一郎	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、専門的知識やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 堀本国男	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、財務・会計に関する知見やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 青木良夫	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 野原 誠	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、専門的知識やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 都 正二	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、財務・会計に関する知見やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意した理由

① 報酬等の額

ア 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 56百万円

イ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 57百万円

(注) 1.当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、監査業務の他、再生可能エネルギー賦課金の認定申請に関するアドバイザー業務の対価を支払っております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、当該会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を監査役会が定め、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制基本方針」及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念、新日本電工グループ企業行動憲章に基づき、企業価値と企業倫理の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。その目的のもと、法令・定款・社内諸規程の遵守を徹底し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下の体制により内部統制を遂行する。

リスク管理を含む内部統制全般を統括・推進する組織として内部統制委員会とその事務局として内部統制部を設置し、通常時の分析や対応策の検討を行う。

内部統制部は各組織及び各子会社との間で情報を共有し、新日本電工グループ全体の内部統制システム水準の維持・向上を図るために活動を行う。

当社の内部統制基本方針は以下の通りとする。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 ＜取締役の法令遵守体制＞

取締役会は、取締役会規程の下、経営上の重要な事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役は、取締役会における決定事項に基づき業務分担に応じ職務執行を行い、取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役4名も出席している。取締役会は17回開催され、業務執行状況の報告を受け、取締役会規程に基づき上程された各議案についての活発な意見交換と審議を行い、執行決議を行っている。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＜情報管理体制＞

取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する諸規程に基づき情報管理を徹底するとともに、文書管理に関する規程に基づき文書又は電磁的媒体により適切に記録・保存する。

また、取締役及び監査役が、これらの情報・文書等を常時閲覧できる体制とする。

(運用状況の概要)

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する規程及び文書管理に関する規程に基づき、適切に管理及び記録を行っている。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制＜リスク・危機管理体制＞

多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、直ちに危機管理本部を設置し、迅速に必要な対応を行う。

各組織長は、自組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産管理、品質管理、購買管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、本社職能組織が全社横断的観点から規程等を整備し、各組織に周知する。

(運用状況の概要)

内部統制に関する規程に基づき当社に関わるリスクを識別し、内部監査において適切な対応を行っている。また、当期は合金鉄市況の低迷が継続したこと等から多大な損失が予想される経営危機が発生したため、危機管理規程に基づき危機管理本部を設置し、かかる経営危機に関して社長を本部長として全社的な対応を行った。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<職務の効率性確保体制>

取締役は、取締役、使用人が共有する全社的な基本方針、数値目標を中期経営計画として定め、新日本電工グループ全体にその徹底を図るとともに、各組織ごとの業績目標についての半期ごとの総括・見直しに加え、期中にも経過実績の反復したレビューを行い、機動的な対応を追加するなど、効率的な業務執行を図る。

予算編成、設備投資を含めた投融資等は該当する委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決議を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき各執行役員、各組織長等が行う。

(運用状況の概要)

取締役の職務の執行の効率性を確保するために、経営会議等で業務執行側の事前審議を経た上で、取締役会において執行決議を行っている。また、業務執行は役職ごとの決裁権限を定めた規程に基づき行っている。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

<使用人の法令遵守体制>

新日本電工グループ企業行動憲章、社員行動指針を定め、グループ企業倫理の向上と法令・定款・社内諸規程の遵守についての更なる徹底を図る。

また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

各組織長は、自組織の業務について、法令及び規程の遵守・徹底を図り、法令違反行為の未然防止に努める。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。

内部統制部のモニタリング活動を通し、業務の効率性と不祥事発生リスクの点検を行う。
内部統制部は、監査結果を必要に応じ取締役会及び内部統制委員会に報告する。

(運用状況の概要)

新日本電工グループ企業行動憲章及び新日本電工グループ社員行動指針を定め、社員に周知徹底を図っている。通報先に外部窓口としての弁護士事務所を含む、内部通報制度を設置・運用している。また、業務の効率性と不祥事発生リスクの点検のため、内部統制部が当社各部門に対してモニタリング活動を行っている。内部監査活動の補完策として、内部統制アンケートを実施し、浮き彫りになった職場風土やマネジメントなどの問題点については、全社員と共有化し個別対策を実施している。今後も継続してアンケートを行い、更なる改善を図る。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

<企業集団の管理体制>

当社及び各子会社は、当社経営理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、当社及び子会社からなる企業集団一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、子会社の管理に関して関係会社管理規程等において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

当社は、各子会社に取締役・監査役を派遣し監督または監査を行うほか、内部統制部を通じ各子会社に対し定期的に内部監査を行う。

各子会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

当社主管組織は、各子会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

内部統制部は、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、主管組織及び各子会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社主管組織は、各子会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項について、各子会社に対し報告を求めるとともに助言等を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社主管組織は、各子会社におけるリスク管理状況につき、各子会社に対し報告を求め助言等を行う。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社の業績評価を行うとともにマネジメントに関する支援を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各子会社に対し報告を求めるとともに必要な支援・助言等を行う。また、各子会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各子会社に対し報告を求めるとともにすみやかに内部統制部に報告する。

(運用状況の概要)

当社は子会社の管理に関する規程に基づき、各主管組織は子会社管理の適切な運用を図っており、また、適時に報告を受けることにより、子会社の内部統制体制を確認している。加えて、内部統制に関する情報交換の場として、内部統制責任者会議を開催している。なお、各子会社は自律的内部統制を基本とした内部統制システムの充実を図っており、当社は内部統制部による内部監査を行い各子会社に対し指導・助言を行っている。また、子会社管理に関する規程に基づき、各主管組織が監督と業績評価を行い、本社職能組織が指導・支援・助言を行っている。

(7) 当社の監査役の監査に関する事項

当社は、監査役が当社の重要な会議、委員会に出席し、また、当社社長との定期的な意見交換の場を確保するとともに、監査役が、子会社の取締役及び使用人等から直接報告を受け、また、社内の情報・文書等は常時閲覧できるよう体制を整備する。

当社の取締役、執行役員、組織長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制部を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、当社の監査役と情報を共有する。

各子会社の取締役、監査役、使用人等は、自社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は当社主管組織あるいは内部統制部を通じて報告する。

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制部は、当社の監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について当社の監査役に報告する。

当社の監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、総務部がこれに当たる。

事務局員の取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査役の指示の下で職務を行うほか、事務局員の人事異動・評価等について、当社人事部長は監査役とも協議する。

当社は、当社の監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の費用請求に応じる。

(運用状況の概要)

当社は、監査役の情報収集として、監査役による重要な会議や委員会への出席、当社社長との意見交換の場を確保すること等に加え、稟議書を監査役が常時閲覧することができる体制を整備し、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めている。また、内部統制部は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っている。

7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって次の施策に取り組んでおります。これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(経営基盤強化による企業価値向上への取組み)

詳細については、「1.企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」をご参照ください。

(コーポレート・ガバナンス (企業統治) の強化による企業価値向上への取組み)

下記の基本的な考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の立場を踏まえたうえで、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、下記の「経営理念」のもと、透明、公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、当社のコーポレートガバナンスを充実させております。

<経営理念>

他社を差異化する製品および技術・サービスを開発提供し、企業価値を高め、豊かな社会の創造に貢献する。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2017年2月2日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議し、2017年3月30日開催の第117回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)は、(イ) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ロ) 必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合は取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、

会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は2020年3月までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、発効した後であっても、

(イ) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

(ロ) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

には、その時点で廃止されるものとします。

有効期間満了にあたり、第120回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」として継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。その内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類をご参照ください。

(4)本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

(ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

(ハ) 株主意思を反映するものであること

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

(ホ) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

等の理由から、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

# 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        |
| 流 動 資 産           | 49,645 |
| 現 金 及 び 預 金       | 7,599  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 16,800 |
| 商 品 及 び 製 品       | 12,086 |
| 仕 掛 品             | 349    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 11,878 |
| そ の 他 流 動 資 産     | 952    |
| 貸 倒 引 当 金         | △22    |
| 固 定 資 産           | 35,579 |
| 有 形 固 定 資 産       | 21,433 |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 4,646  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 6,672  |
| 土 地               | 5,298  |
| リ ー ス 資 産         | 3,857  |
| 建 設 仮 勘 定         | 641    |
| そ の 他 有 形 固 定 資 産 | 316    |
| 無 形 固 定 資 産       | 148    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 130    |
| そ の 他 無 形 固 定 資 産 | 18     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 13,997 |
| 投 資 有 価 証 券       | 11,313 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 316    |
| 長 期 貸 付 金         | 1,863  |
| そ の 他 投 資         | 503    |
| 資 産 合 計           | 85,224 |

| 科 目                       | 金 額    |
|---------------------------|--------|
| (負 債 の 部)                 |        |
| 流 動 負 債                   | 21,077 |
| 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 5,792  |
| 短 期 借 入 金                 | 9,000  |
| 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 897    |
| リ ー ス 債 務                 | 131    |
| 未 払 法 人 税 等               | 93     |
| 設 備 関 係 支 払 手 形           | 411    |
| 賞 与 引 当 金                 | 153    |
| 事 業 整 理 損 失 引 当 金         | 314    |
| そ の 他 流 動 負 債             | 4,283  |
| 固 定 負 債                   | 9,878  |
| 長 期 借 入 金                 | 4,090  |
| リ ー ス 債 務                 | 4,585  |
| 繰 延 税 金 負 債               | 371    |
| 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 293    |
| そ の 他 固 定 負 債             | 538    |
| 負 債 合 計                   | 30,956 |
| (純 資 産 の 部)               |        |
| 株 主 資 本                   | 54,609 |
| 資 本 金                     | 11,042 |
| 資 本 剰 余 金                 | 21,397 |
| 利 益 剰 余 金                 | 22,170 |
| 自 己 株 式                   | △0     |
| そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | △402   |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 282    |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | △75    |
| 為 替 換 算 調 整 勘 定           | △746   |
| 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 136    |
| 非 支 配 株 主 持 分             | 61     |
| 純 資 産 合 計                 | 54,268 |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 85,224 |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

# 連結損益計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 売上高                   |       | 70,477  |
| 売上原価                  |       | 70,197  |
| 売上総利益                 |       | 280     |
| 販売費及び一般管理費            |       | 5,853   |
| 営業損失 ( △ )            |       | △5,572  |
| 営業外収益                 |       |         |
| 受取利息・配当金              | 412   |         |
| その他の営業外収益             | 306   | 718     |
| 営業外費用                 |       |         |
| 支払利息                  | 498   |         |
| 持分法による投資損失            | 693   |         |
| その他の営業外費用             | 380   | 1,572   |
| 経常損失 ( △ )            |       | △6,426  |
| 特別利益                  |       |         |
| 固定資産売却益               | 0     |         |
| 関係会社株式売却益             | 53    |         |
| 投資有価証券売却益             | 199   |         |
| 関係会社清算益               | 3     | 256     |
| 特別損失                  |       |         |
| 固定資産除却損               | 598   |         |
| ゴルフ会員権評価損             | 4     |         |
| 減損                    | 7,014 |         |
| 事業整理損                 | 489   |         |
| 環境対策費                 | 86    | 8,193   |
| 税金等調整前当期純損失 ( △ )     |       | △14,363 |
| 法人税、住民税及び事業税          | 189   |         |
| 法人税等調整額               | △314  | △125    |
| 当期純損失 ( △ )           |       | △14,238 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |       | 2       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 ( △ ) |       | △14,240 |

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |         |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高               | 11,026  | 21,584    | 36,704    | △203    | 69,111  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |         |
| 新 株 の 発 行               | 15      | 15        |           |         | 31      |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △292      |         | △292    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 |         |           | △14,240   |         | △14,240 |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |           | △0      | △0      |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         | △0        |           | 0       | 0       |
| 自 己 株 式 の 消 却           |         | △202      |           | 202     | －       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |           |         |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 15      | △187      | △14,533   | 202     | △14,502 |
| 当 期 末 残 高               | 11,042  | 21,397    | 22,170    | △0      | 54,609  |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          |                      |                       | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計   |
|-------------------------|-----------------------|---------|----------|----------------------|-----------------------|------------------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評 価 差 額 金  | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |                  |         |
| 当 期 首 残 高               | 451                   | 129     | △344     | △339                 | △102                  | 58               | 69,068  |
| 当 期 変 動 額               |                       |         |          |                      |                       |                  |         |
| 新 株 の 発 行               |                       |         |          |                      |                       |                  | 31      |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |         |          |                      |                       |                  | △292    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 |                       |         |          |                      |                       |                  | △14,240 |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                       |         |          |                      |                       |                  | △0      |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                       |         |          |                      |                       |                  | 0       |
| 自 己 株 式 の 消 却           |                       |         |          |                      |                       |                  | －       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △169                  | △205    | △401     | 476                  | △300                  | 3                | △297    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △169                  | △205    | △401     | 476                  | △300                  | 3                | △14,799 |
| 当 期 末 残 高               | 282                   | △75     | △746     | 136                  | △402                  | 61               | 54,268  |

# 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額    |
|------------------|--------|
| (資 産 の 部)        |        |
| 流 動 資 産          | 47,285 |
| 現金及び預金           | 5,583  |
| 受取手形             | 51     |
| 掛金               | 14,687 |
| 商品               | 1,218  |
| 製品               | 10,089 |
| 半製品              | 596    |
| 仕掛品              | 336    |
| 原材料              | 10,001 |
| 貯蔵品              | 1,414  |
| 前渡金              | 170    |
| 前払費用             | 264    |
| 短期貸付             | 2,200  |
| 未収入金             | 563    |
| その他の流動資産         | 108    |
| 固 定 資 産          | 35,359 |
| 有形固定資産           | 15,882 |
| 建物               | 2,211  |
| 構築物              | 1,551  |
| 機械装置             | 3,807  |
| 車両運搬具            | 9      |
| 工具・器具・備品         | 286    |
| 土地               | 3,707  |
| リース資産            | 3,857  |
| 建設仮勘定            | 451    |
| 無 形 固 定 資 産      | 127    |
| ソフトウェア           | 111    |
| その他の無形固定資産       | 3      |
| ソフトウェア仮勘定        | 12     |
| 投資その他の資産         | 19,348 |
| 投資有価証券           | 1,983  |
| 関係会社株式           | 14,929 |
| 出資金              | 11     |
| 関係会社長期貸付金        | 1,863  |
| 役員及び従業員に対する長期貸付金 | 25     |
| 繰延税金資産           | 145    |
| その他の投資           | 388    |
| 資 産 合 計          | 82,644 |

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| (負 債 の 部)       |        |
| 流 動 負 債         | 18,947 |
| 支払手形            | 448    |
| 買掛金             | 3,362  |
| 短期借入金           | 9,520  |
| 一年内返済予定の長期借入金   | 897    |
| リース債務           | 131    |
| 未払金             | 1,089  |
| 未払費用            | 811    |
| 未払法人税等          | 3      |
| 設備関係支払手形        | 357    |
| 設備関係未払金         | 1,386  |
| 賞与引当金           | 132    |
| 事業整理損失引当金       | 314    |
| その他の流動負債        | 493    |
| 固 定 負 債         | 9,413  |
| 長期借入金           | 4,090  |
| リース債務           | 4,585  |
| 退職給付引当金         | 306    |
| 資産除去債務          | 428    |
| 長期前受収益          | 2      |
| 負 債 合 計         | 28,360 |
| (純 資 産 の 部)     |        |
| 株 主 資 本         | 54,167 |
| 資本金             | 11,042 |
| 資本剰余金           | 21,337 |
| 資本準備金           | 16,952 |
| その他の資本剰余金       | 4,384  |
| 利 益 剰 余 金       | 21,788 |
| 利益準備金           | 1,299  |
| その他の利益剰余金       | 20,489 |
| 特別償却準備金         | 289    |
| 圧縮記帳積立金         | 47     |
| 別途積立金           | 4,671  |
| 繰越利益剰余金         | 15,481 |
| 自 己 株 式         | △0     |
| 評価・換算差額等        | 115    |
| その他有価証券評価差額金    | 200    |
| 繰延ヘッジ損益         | △84    |
| 純 資 産 合 計       | 54,283 |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 82,644 |

# 損 益 計 算 書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |         |
|-------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                   |       | 60,492  |
| 売 上 原 価                 |       | 61,685  |
| 売 上 総 損 失 ( △ )         |       | △1,192  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 4,963   |
| 営 業 損 失 ( △ )           |       | △6,156  |
| 営 業 外 収 益               |       |         |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金         | 1,514 |         |
| そ の 他 営 業 外 収 益         | 305   | 1,820   |
| 営 業 外 費 用               |       |         |
| 支 払 利 息                 | 500   |         |
| そ の 他 営 業 外 費 用         | 492   | 993     |
| 経 常 損 失 ( △ )           |       | △5,330  |
| 特 別 利 益                 |       |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 196   |         |
| 関 係 会 社 清 算 益           | 3     |         |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益       | 333   | 533     |
| 特 別 損 失                 |       |         |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 468   |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 1,056 |         |
| 減 損 損 失                 | 7,014 |         |
| 事 業 整 理 損               | 489   |         |
| ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損       | 4     |         |
| 環 境 対 策 費               | 86    | 9,119   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )   |       | △13,916 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |       | 34      |
| 法 人 税 等 調 整 額           |       | △330    |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |       | △13,620 |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

# 株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 11,026  | 16,936    | 4,587           | 21,524        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                 |               |
| 特別償却準備金の取崩              |         |           |                 |               |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |         |           |                 |               |
| 新 株 の 発 行               | 15      | 15        |                 | 15            |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                 |               |
| 当 期 純 損 失               |         |           |                 |               |
| 自己株式の取得                 |         |           |                 |               |
| 自己株式の処分                 |         |           | △0              | △0            |
| 自己株式の消却                 |         |           | △202            | △202          |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 15      | 15        | △202            | △187          |
| 当 期 末 残 高               | 11,042  | 16,952    | 4,384           | 21,337        |

|                         | 株 主 資 本   |                 |               |       |               |         | 自己株式 | 株主資本合計  |
|-------------------------|-----------|-----------------|---------------|-------|---------------|---------|------|---------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                 |               |       |               |         |      |         |
|                         | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               |       | 利益剰余金<br>合 計  |         |      |         |
|                         |           | 特別償却<br>準 備 金   | 圧縮記帳<br>積 立 金 | 別途積立金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |         |      |         |
| 当 期 首 残 高               | 1,299     | 347             | 60            | 4,671 | 29,324        | 35,702  | △203 | 68,050  |
| 当 期 変 動 額               |           |                 |               |       |               |         |      |         |
| 特別償却準備金の取崩              |           | △57             |               |       | 57            | －       |      | －       |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |           |                 | △12           |       | 12            | －       |      | －       |
| 新 株 の 発 行               |           |                 |               |       |               |         |      | 31      |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |                 |               |       | △292          | △292    |      | △292    |
| 当 期 純 損 失               |           |                 |               |       | △13,620       | △13,620 |      | △13,620 |
| 自己株式の取得                 |           |                 |               |       |               |         | △0   | △0      |
| 自己株式の処分                 |           |                 |               |       |               |         | 0    | 0       |
| 自己株式の消却                 |           |                 |               |       |               |         | 202  | －       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |                 |               |       |               |         |      |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －         | △57             | △12           | －     | △13,842       | △13,913 | 202  | △13,882 |
| 当 期 末 残 高               | 1,299     | 289             | 47            | 4,671 | 15,481        | 21,788  | △0   | 54,167  |

(単位：百万円)

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |         |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------------|---------|------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 390                        | △11     | 379        | 68,429    |
| 当 期 変 動 額               |                            |         |            |           |
| 特別償却準備金の取崩              |                            |         |            | －         |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |                            |         |            | －         |
| 新 株 の 発 行               |                            |         |            | 31        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                            |         |            | △292      |
| 当 期 純 損 失               |                            |         |            | △13,620   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                            |         |            | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                            |         |            | 0         |
| 自 己 株 式 の 消 却           |                            |         |            | －         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △190                       | △72     | △263       | △263      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △190                       | △72     | △263       | △14,145   |
| 当 期 末 残 高               | 200                        | △84     | 115        | 54,283    |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月17日

新 日 本 電 工 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 三子雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 靖 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本電工株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本電工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月17日

新日本電工株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 三子雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 靖 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本電工株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び内部統制部その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号(株式会社の支配に関する基本方針)の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月20日

### 新日本電工株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 堀 | 本 | 国 | 男 | ㊟ |
| 監査役   | 青 | 木 | 良 | 夫 | ㊟ |
| 監査役   | 野 | 原 |   | 誠 | ㊟ |
| 監査役   | 都 |   | 正 | 二 | ㊟ |

(注) 監査役堀本国男、青木良夫、野原誠及び都正二は、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、役員体制の見直しにより1名減員し、新任取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名       | 現在の地位         | 担 当 等                                                                                            | 属 性           |
|-------|-----------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | 白 須 達 朗   | 代表取締役<br>社長   | —                                                                                                | 再任            |
| 2     | 青 木 泰     | 新任候補者         | —                                                                                                | 新任            |
| 3     | 越 村 隆 幸   | 取締役<br>常務執行役員 | 経営企画、総務、経理、販売管理、合金鉄の海外戦略、大阪営業所に関する事項管掌                                                           | 再任            |
| 4     | 谷 奥 俊     | 取締役<br>常務執行役員 | 機能材料事業（機能材料営業部、機能材料管理部、富山工場、妙高工場、徳島工場機能材料部）に関する事項管掌<br>環境システム事業（環境システム営業部、郡山工場）および環境事業全般に関する事項管掌 | 再任            |
| 5     | 堤 一 彦     | 取締役<br>常務執行役員 | 生産・技術、環境・安全、研究開発、情報システム、電力事業に関する事項管掌                                                             | 再任            |
| 6     | 一 木 剛 太 郎 | 社外取締役         | —                                                                                                | 再任 社外取締役 独立役員 |
| 7     | 細 井 和 昭   | 社外取締役         | —                                                                                                | 再任 社外取締役 独立役員 |
| 8     | 安 西 浩 一 郎 | 社外取締役         | —                                                                                                | 再任 社外取締役      |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                        | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3                                                                                                                                                                                | <div>再任</div> <div>こしむら たか ゆき<br/>越 村 隆 幸</div> <div>(1956年8月6日生)</div> | 1980年 4 月 住友金属工業(株)入社<br>2002年 6 月 同社原料部次長<br>2004年 6 月 中央電気工業(株)企画部長<br>2009年 6 月 同社執行役員企画部長<br>2012年 6 月 同社取締役常務執行役員全社管理部門統括、合<br>金鉄・環境事業部門統括<br>2014年 7 月 当社取締役常務執行役員<br>2020年 1 月 当社取締役常務執行役員 経営企画、総務、経<br>理、販売管理、合金鉄の海外戦略、大阪営業所<br>に関する事項管掌<br><br>(現在に至る) | 33,498株          |
| 取締役候補者とした理由<br>越村隆幸氏は、現在、経営企画部門や総務部門を管掌するほか、2014年に取締役に就任し当社経営に携わるなど、管理部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、また他社における豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                  |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 株 式 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 4                                                                                                                                                                                | <div>再任</div> <div>たに谷 おく 俊</div> <div>(1955年11月16日生)</div> | 1982年 4 月 住友金属工業(株)入社<br>2004年 6 月 同社鋼板・建材カンパニー 製鋼部長<br>2008年 4 月 (株)住友金属直江津 社勤務専任部長<br>2008年 6 月 同社取締役<br>2012年 1 月 住友金属工業(株)ステンレス・チタン事業本部直<br>江津製造所副所長兼品質企画部長<br>2012年10月 新日本製鐵(株)との経営統合により新日鐵住金<br>(株)となる<br>同社参与（チタン・特殊ステンレス事業本部直<br>江津製造所長委嘱）<br>2015年 3 月 中央電気工業(株)取締役常務執行役員<br>2016年 3 月 同社代表取締役社長<br>2016年 3 月 当社取締役<br>2016年 6 月 当社取締役執行役員<br>2017年 1 月 当社取締役常務執行役員<br>2020年 1 月 当社取締役常務執行役員 機能材料事業（機能<br>材料営業部、機能材料管理部、富山工場、妙高<br>工場、徳島工場機能材料部）に関する事項管掌<br>環境システム事業（環境システム営業部、郡山<br>工場）および環境事業全般に関する事項管掌<br>（現在に至る） | 27,067株              |
| 取締役候補者とした理由<br>谷奥俊氏は、当社子会社において代表取締役社長を務めたほか、2016年に取締役に就任し当社経営に携わるなど、製造部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、また他社における豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                      |

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会参考書類

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 5                                                                                                                                                                                         | <div>再任</div> <div> <div>つつみ</div> <div>堤</div> <div>かず</div> <div>一</div> <div>ひこ</div> <div>彦</div> </div> <div>(1955年7月3日生)</div> | 1980年 4 月 新日本製鐵(株)入社<br>2004年 4 月 同社君津製鐵所 条鋼工場長（部長）<br>2006年 4 月 鈴木金属工業(株)（現：日鉄住金SGワイヤ(株)）<br>品質保証部担当部長<br>2008年 6 月 同社執行役員品質保証部長<br>2011年 6 月 同社常務執行役員 スズキ・ガルピットアンAB<br>出向（Executive Vice President）<br>2016年 3 月 当社執行役員<br>2018年 1 月 当社常務執行役員<br>2018年 3 月 当社取締役常務執行役員<br>2019年 7 月 当社取締役常務執行役員 生産・技術、環境・<br>安全、研究開発、情報システム、電力事業に関<br>する事項管掌<br><br>（現在に至る） | 19,099株              |
| 取締役候補者とした理由<br>堤一彦氏は、現在、生産部門や技術部門を管掌するほか、2018年に取締役に就任し当社経営に携わる<br>など、製造部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、また他社における<br>豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役とし<br>て選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                      |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 6                                                                                                                                                                                                           | <div> <div>再任</div> <div>社外取締役</div> <div>独立役員</div> </div> <div>いち き ごう た ろう</div> <div>一 木 剛 太 郎</div> <div>(1949年12月4日生)</div> | 1975年 4 月 弁護士登録（横浜弁護士会）<br>相模合同法律事務所入所<br>1982年 6 月 ハワイ州Mukai,Ichiki,Rafetto & MacMillan<br>法律事務所勤務<br>1983年 6 月 濱田松本法律事務所入所（第二東京弁護士会に<br>登録換え）<br>1985年 6 月 同事務所パートナー<br>1996年 4 月 第二東京弁護士会副会長（1997年3月退任）<br>2000年 4 月 日本弁護士連合会事務次長（2002年3月退任）<br>2002年12月 合併により森・濱田松本法律事務所パートナー<br>2006年 4 月 日本司法支援センター（法テラス）本部事務局<br>長（2008年12月退任）<br>2014年 4 月 日本司法支援センター（法テラス）東京地方事<br>務所所長（2018年4月退任）<br>2014年12月 森・濱田松本法律事務所退職<br>2015年 1 月 宏和法律事務所入所（現任）<br>2015年 3 月 当社社外取締役<br>2016年 3 月 コカ・コーラウエスト㈱社外取締役（監査等委<br>員である取締役）（2017年3月退任）<br>2016年 4 月 DBJプライベートリート投資法人監督役員（現任）<br>2017年 4 月 コカ・コーラウエスト㈱社外監査役（2017年<br>12月退任）<br>2017年 7 月 一般財団法人司法協会理事長（2019年6月退任）<br>2018年 6 月 ㈱ロッテホールディングス社外取締役（現任）<br>2018年 9 月 特定非営利活動法人司法アクセス推進協会会<br>長（現任）<br><br>（現在に至る） | なし                   |
| <div>社外取締役候補者とした理由</div> <div> 一木剛太郎氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で経営に<br/> 関与したことはありませんが、社外取締役に就任した場合には、同氏の弁護士として長年培われた豊富<br/> な経験及び見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするも<br/> のであります。 </div> |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                      |

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会参考書類

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                    | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 する<br>当社株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 7                                                                                                                                                                                            | <div>再任 社外取締役 独立役員</div> <div>ほそ い かず あき<br/>細 井 和 昭</div> <div>(1948年1月2日生)</div>    | 1975年11月 監査法人千代田事務所入所<br>1979年 3 月 公認会計士登録<br>1987年 1 月 新光監査法人社員<br>1993年 9 月 中央監査法人代表社員<br>2005年 3 月 税理士登録<br>2006年10月 細井会計事務所代表（現任）<br>2007年 6 月 東プレ(株)社外監査役（現任）<br>藤倉ゴム工業(株)（現：藤倉コンポジット(株)）社<br>外監査役（現任）<br>2007年 7 月 当社独立委員会委員<br>2010年 3 月 当社補欠監査役<br>2012年 2 月 当社社外監査役<br>2016年 3 月 当社社外取締役<br><br>(現在に至る) | なし              |
| 社外取締役候補者とした理由<br>細井和昭氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で経営に<br>関与したことはありませんが、社外取締役に就任した場合には、同氏の公認会計士及び税理士として長年<br>培われた豊富な財務・会計の経験及び見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役<br>として選任をお願いするものであります。 |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |
| 8                                                                                                                                                                                            | <div>再任 社外取締役</div> <div>あん ざい こう いち ろう<br/>安 西 浩 一 郎</div> <div>(1970年10月19日生)</div> | 1993年 4 月 新日本製鐵(株)（現：日本製鉄(株)）入社<br>2012年10月 同社建材事業部建材営業部軌条室長<br>2016年 4 月 同社関係会社部主幹<br>2016年 7 月 同社関係会社部上席主幹（現任）<br>2017年 3 月 当社社外取締役<br><br>(現在に至る)                                                                                                                                                             | なし              |
| 社外取締役候補者とした理由<br>安西浩一郎氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に就任した場合には、同氏のこれまでの他社に<br>おける豊富な経験及び見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお<br>願いするものであります。                                                           |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |

- (注) 1. 各取締役候補者は当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 青木泰氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 一木剛太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
4. 細井和昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

5. 安西浩一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 安西浩一郎氏は、過去5年間及び現在、当社の主要取引先である日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
7. 安西浩一郎氏は、当社の主要取引先である日本製鉄株式会社より使用人としての給与等を受ける予定があり、過去2年間においても受けております。
8. 当社は、一木剛太郎氏、細井和昭氏及び安西浩一郎氏との間で、社外取締役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しており、本株主総会で再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、一木剛太郎氏及び細井和昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。一木剛太郎氏及び細井和昭氏の社外取締役の再任が承認された場合は、当社は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 青木良夫氏は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 野原誠氏は本株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新任監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                                   | 現在の地位 | 属 性                                |
|-------|---------------------------------------|-------|------------------------------------|
| 1     | <small>あ お き よ し お</small><br>青 木 良 夫 | 社外監査役 | <b>再任</b> <b>社外監査役</b> <b>独立役員</b> |
| 2     | <small>お お や と し こ</small><br>大 屋 淑 子 | 新任候補者 | <b>新任</b> <b>社外監査役</b>             |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                                                      | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1                                                                                                                                                                                              | <div><div>再任</div><div>社外監査役</div><div>独立役員</div><div>あおきよしお<br/>青木良夫<br/>(1950年10月23日生)</div></div> | <div>1973年10月 公認会計士試験二次試験合格</div> <div>1974年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所</div> <div>1976年11月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</div> <div>1978年 2 月 公認会計士試験三次試験合格</div> <div>1978年 3 月 公認会計士登録</div> <div>1988年 7 月 サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）社員就任</div> <div>2010年10月 有限責任監査法人トーマツ経営監査室長</div> <div>2015年11月 同所退職</div> <div>2015年12月 公認会計士 青木良夫事務所 所長（現任）</div> <div>2016年 3 月 当社社外監査役</div> <div>2016年 6 月 日本通運株式会社 監査役（現任）<br/>ポリプラスチックス株式会社 監査役（現任）<br/>(現在に至る)</div> | なし                   |
| <div>社外監査役候補者とした理由</div> <div>青木良夫氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役となること以外の方法で経営に関与したことはありませんが、同氏の公認会計士として長年培われた豊富な財務・会計の経験及び見識に基づき、現在当社の社外監査役として適切な監査業務を遂行していただいていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</div> |                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                      |

| 候補者<br>番号                                                                                                                 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2                                                                                                                         | <div>新任 社外監査役</div> <div>おおや 大 屋 淑 子</div> <div>(1971年5月12日生)</div> | 1995年4月 新日本製鐵(株)入社<br>2012年10月 住友金属工業(株)との経営統合により新日鐵住金(株)となる<br>同社原料第二部金属室 主幹<br>2019年4月 日本製鉄(株)へ商号変更<br>同社原料第一部原料調整室長 (現任)<br>(現在に至る) | なし               |
| 社外監査役候補者とした理由<br>大屋淑子氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役に就任した場合には、同氏のこれまでの他社における豊富な経験及び見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。 |                                                                     |                                                                                                                                        |                  |

- (注) 1. 青木良夫氏及び大屋淑子氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大屋淑子氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 青木良夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 大屋淑子氏は、過去5年間及び現在、当社の主要取引先である日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
5. 大屋淑子氏は、当社の主要取引先である日本製鉄株式会社より使用人としての給与等を受ける予定があり、過去2年間においても受けております。
6. 当社は、青木良夫氏との間で、監査役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しており、本株主総会で再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 大屋淑子氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、青木良夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。青木良夫氏の社外監査役の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

当社は、当初2007年6月28日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2017年3月30日開催の当社第117回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、いわゆる買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2020年2月27日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様の承認を条件に、本プランとして継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお諮りするものであります。本プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

#### I. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

##### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の方針を含めた対応策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プラン全体の概要については巻末の参考資料をご参照ください。

##### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付け等

本プランの対象となる当社株式の買付け等とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の独立委員会委員である社外取締役の細井和昭氏、社外有識者としての宮田明一氏、尾崎行正氏は、本プランとしての継続後も引き続き就任する予定です。（略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

##### (2) 大規模買付者からの評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記4. (1)、①～⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して提出を要請する大規模買付行為に関する情報（以下、「評価必要情報」といいます。）についてのリストを交付し、大規模買付者には、当該リストの記載に従い、評価必要情報を当社取締役会に日本語による書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な評価必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表します。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

### (3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表

します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等、株主の皆様のご理解を求めることに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合

- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社又は当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

#### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記Ⅰ.4.(1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は、無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

### 6. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様が不利益が及ばない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

## Ⅱ. 補足説明

本プランの内容は、上記Ⅰ. に記載のとおりですが、本プラン及び新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様にご与える影響等並びに本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由はそれぞれ以下のとおりです。

株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

### 1. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為にどのような対応をとるかを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供を受ける機会及び株主の皆様が大規模買付行為の提案に対する代替案の提示を受ける機会を確保すること等を目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為にどのような対応をとるかについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅰ. 5. に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひ

いては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらす等当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様に対して割当てが行われます。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合、当社は新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等を含む特定株主グループでないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 2. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日（2018年6月1日に改訂版公表）に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅰ.1. 「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為にどのような対応をとるかを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が大規模買付行為の提案に対する代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認により発効することとしております。よって、本株主総会において株主の皆様が本プランへの継続についてお諮りする予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ.5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

また、同委員会の勧告の概要は公表します。

(5) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

上記Ⅰ. 6. 「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型の対応策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年のため、本プランはスローハンド型の対応策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応策）でもありません。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

細井 和昭 (ほそい かずあき) 1948年生  
 1972年3月 慶應義塾大学大学院商学研究科修士課程修了  
 1975年11月 監査法人千代田事務所入所  
 1979年3月 公認会計士登録  
 1987年1月 新光監査法人社員  
 1993年9月 中央監査法人代表社員  
 2005年3月 税理士登録  
 2006年10月 細井会計事務所 代表 (現任)  
 2007年6月 東プレ株式会社 社外監査役 (現任)  
           藤倉ゴム工業株式会社 (現 藤倉コンポジット株式会社) 社外監査役 (現任)  
 2007年7月 当社独立委員会委員 (現任)  
 2010年3月 当社補欠監査役  
 2012年2月 当社社外監査役  
 2016年3月 当社社外取締役 (現任)

宮田 明一 (みやた あきかず) 1946年生  
 1969年3月 神戸大学経済学部卒業  
 1969年4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行  
 1991年4月 同行原宿支店 支店長  
 1993年5月 ダイヤモンド抵当証券株式会社取締役  
 1999年5月 株式会社パルコ監査役  
 2003年5月 株式会社パルコスペースシステムズ常勤監査役  
 2007年5月 同社常勤監査役退任  
 2007年7月 当社独立委員会委員 (現任)

尾崎 行正（おざき ゆきまさ） 1959年生  
1984年3月 早稲田大学法学部卒業  
1989年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
尾崎法律事務所入所  
1992年12月 ウィスコンシン大学ロー・スクール、  
マスター・オブ・アーツ・イン・リーガル・インスティテュート授位  
1993年1月 ウィスコンシン州、ゴッドフリー アンド カーン法律事務所及び  
ニューヨーク州、ニューヨーク市、  
ケイ・ショーラ・フィアマン・ヘイズ アンド ハンドラー法律事務所勤務  
1993年8月 尾崎法律事務所弁護士  
1994年2月 名称変更により原田・尾崎・服部法律事務所弁護士  
2004年7月 名称変更により尾崎・服部法律事務所弁護士  
2006年12月 名称変更により尾崎法律事務所弁護士  
2012年2月 当社独立委員会委員（現任）  
2017年4月 日本弁護士連合会 常務理事  
第一東京弁護士会 副会長

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役の細井和昭氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

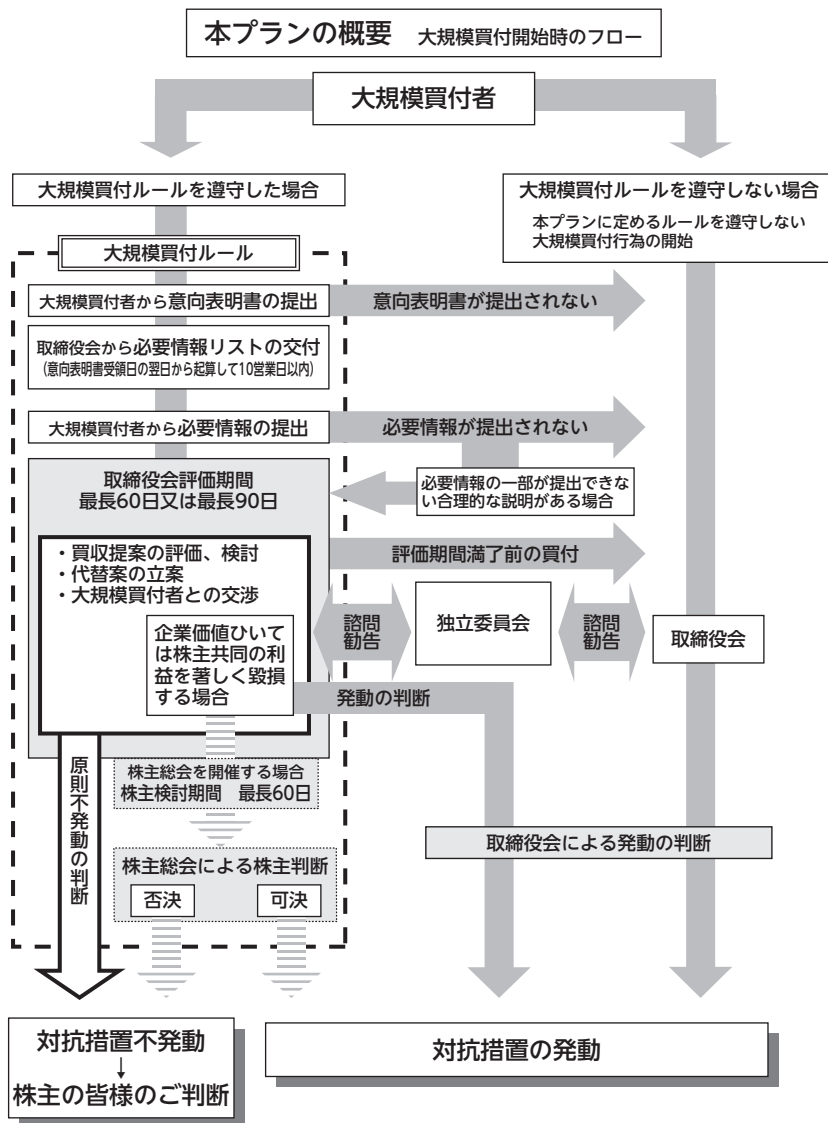
## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

| 株式についてのご案内        |                                                                                                                                              |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社 所 在 地         | 東京都中央区八重洲一丁目 4 番 16 号（〒103－8282）<br>電話（03）6860－6800（総務部）<br>ホームページ <a href="http://www.nippondenko.co.jp/">http://www.nippondenko.co.jp/</a> |
| 事 業 年 度           | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで                                                                                                                        |
| 定 時 株 主 総 会       | 3 月下旬                                                                                                                                        |
| 剰 余 金 の 配 当 基 準 日 | 期末配当 12 月 31 日<br>中間配当 6 月 30 日（中間配当を行う場合）                                                                                                   |
| 定時株主総会の基準日        | 12 月 31 日<br>その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日                                                                                                       |
| 単 元 株 式 数         | 100 株                                                                                                                                        |
| 株 主 名 簿 管 理 人     | 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号                                                                                                                         |
| 事 務 取 扱 場 所       | みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部                                                                                                                          |
| 公 告 方 法           | 電子公告（ <a href="http://www.nippondenko.co.jp/">http://www.nippondenko.co.jp/</a> ）<br>ただし、やむを得ない事由により電子公告をできない場合は、<br>日本経済新聞に掲載します。           |
| 上 場 金 融 商 品 取 引 所 | 東京証券取引所                                                                                                                                      |

|           | 証券会社に口座をお持ちの場合                                                     | 特 別 口 座 の 場 合                                                                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵便物送付先    | お取引の証券会社になります。                                                     | 〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4<br>みずほ信託銀行 証券代行部                                                                               |
| 電話お問い合わせ先 |                                                                    | 0120-288-324（フリーダイヤル）                                                                                                  |
| お 取 扱 店   |                                                                    | みずほ証券<br>本店及び全国各支店<br>プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取り扱いいたします。<br>みずほ信託銀行<br>本店及び全国各支店<br>* トラストラウンジではお取り扱い<br>できませんのでご了承ください。 |
| こ 注 意     | 未払配当金の支払（※）、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。 | 単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。                                                                                             |

※未払配当金の支払のみ、みずほ銀行 本店及び全国各支店でもお取り扱いいたします。



株主各位

## 第120回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

### 目 次

|         |             |    |
|---------|-------------|----|
| ■連結計算書類 | 連結注記表 ..... | 1  |
| ■計算書類   | 個別注記表 ..... | 10 |

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nippondenko.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新日本電工株式会社

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数                      7 社

主要な連結子会社の名称      中央電気工業株式会社、共栄産業株式会社、リケン工業株式会社、栗山興産株式会社、電工興産株式会社  
前連結会計年度では連結子会社であった中電産業株式会社は保有する株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の      該当事項はありません。  
名称

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子

会社又は関連会社数              2 社

主要な会社の名称              Kudumane Investment Holding Limited、Pertama Ferroalloys SDN.BHD.

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称

主要な会社等の名称              該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

    その他有価証券

        時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

        時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法によっております。

たな卸資産……………主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法によっております。

    （リース資産を除く）

無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）

    （リース資産を除く）        に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

事業整理損失引当金……………事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

数理計算上の差異……………過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数及び過去勤務費用（主として14年）による定額法により費用処理しております。

費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象…金銭債権債務、借入金

ヘッジ方針……………主に当社の内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

**表示方法の変更に関する注記**

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

- |                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                          | 41,846百万円 |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務                     |           |
| 担保に供している資産                                 |           |
| 受取手形及び売掛金                                  | 122百万円    |
| 投資有価証券                                     | 3,106百万円  |
| 担保に係る債務                                    |           |
| 保証債務                                       | 5,126百万円  |
| リース債務                                      | 4,658百万円  |
| 支払手形及び買掛金                                  | 3百万円      |
| 3. 偶発債務                                    |           |
| 保証債務                                       |           |
| 被保証者                                       |           |
| Pertama Ferroalloys SDN.BHD. (金融機関からの借入債務) | 5,126百万円  |
| 4. 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。   |           |
| なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。                 |           |
| 受取手形                                       | 114百万円    |
| 支払手形                                       | 19百万円     |
| 5. 記載金額は百万円未満を切捨てております。                    |           |

**連結損益計算書に関する注記**

1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所               | 用途            | 種類        | 減損損失<br>(百万円) |
|------------------|---------------|-----------|---------------|
| 徳島工場<br>(徳島県阿南市) | 合金鉄<br>事業用資産  | 建物及び構築物   | 1,086         |
|                  |               | 機械装置及び運搬具 | 2,825         |
|                  |               | その他       | 47            |
| 鹿島工場<br>(茨城県鹿嶋市) | 合金鉄<br>事業用資産  | 建物及び構築物   | 480           |
|                  |               | 機械装置及び運搬具 | 1,447         |
|                  |               | その他       | 83            |
| 富山工場<br>(富山県射水市) | 機能材料<br>事業用資産 | 建物及び構築物   | 567           |
|                  |               | 機械装置及び運搬具 | 467           |
|                  |               | その他       | 8             |
| 計                |               |           | 7,014         |

当社グループは、事業用資産については、管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は使用価値、または正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価格はないものとして算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により評価しております。

## 2. 事業整理損

当社は、合金鉄セグメントの肥料事業生産終了に伴う事業整理損を計上しております。事業整理損489百万円の内訳は、減損損失189百万円、解体撤去費用等245百万円、たな卸資産評価損53百万円であります。

なお、減損損失の内訳は次のとおりであります。

| 場所               | 用途           | 種類        | 減損損失<br>(百万円) |
|------------------|--------------|-----------|---------------|
| 徳島工場<br>(徳島県阿南市) | 合金鉄<br>事業用資産 | 建物及び構築物   | 25            |
|                  |              | 機械装置及び運搬具 | 46            |
|                  |              | その他       | 42            |
| 日高工場<br>(北海道様似郡) | 合金鉄<br>事業用資産 | 建物及び構築物   | 66            |
|                  |              | 機械装置及び運搬具 | 8             |
|                  |              | その他       | 0             |
| 計                |              |           | 189           |

当社グループは、事業用資産については、管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については事業整理の決定により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を事業整理損として特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は使用価値、または正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価格はないものとして算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により評価しております。

3. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類   | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 | 摘要        |
|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------|
| 普 通 株 式 | 146,741,292      | 136,200          | 309,425          | 146,568,067     | (注1)、(注2) |

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。

(注2) 普通株式の株式数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

### 2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類   | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 | 摘要        |
|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------|
| 普 通 株 式 | 309,190          | 1,609            | 309,475          | 1,324           | (注1)、(注2) |

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却及び単元未満株式の売渡しによるものであります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当金 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|-------------|------------|
| 2019年3月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 292百万円 | 2円       | 2018年12月31日 | 2019年3月29日 |

#### (2) 当連結会計年度の末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性を考慮し、短期的な預金等で運用しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の取引を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、原則として一年以内の支払期日であります。また、その一部には原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に基づき、定期的取引先の与信調査を行い与信限度額を設定し、必要に応じて債権保全策を検討・実施しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、為替の変動リスクを回避するため、一部は為替予約を利用してヘッジしております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の動向をみながら必要に応じて金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価の状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、社内規程に従い、各部門の要請により、実需に基づいていることを確認の上、取引の実行と管理を経理担当部門で行っております。なお、デリバティブ取引は、信用度の高い国内の大手銀行であるため、相手方の不履行に係る信用リスクはないと判断しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき、経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、不測の事態に備えて、金融機関とコミットメントライン契約を結んでおります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

(単位：百万円)

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(*1) | 時価<br>(*1) | 差額  |
|------------------|------------------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金       | 7,599                  | 7,599      | －   |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 16,800                 | 16,800     | －   |
| (3) 投資有価証券       |                        |            |     |
| その他有価証券          | 2,626                  | 2,626      | －   |
| (4) 支払手形及び買掛金    | (5,792)                | (5,792)    | －   |
| (5) 長期借入金(*2)    | (4,987)                | (5,013)    | △26 |
| (6) リース債務(*3)    | (4,716)                | (4,798)    | △82 |
| (7) デリバティブ取引(*4) | (121)                  | (121)      | －   |

(\*1)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*3) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額8,687百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 369円84銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 97円20銭  |

# 個 別 注 記 表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品・製品・半製品・仕……主として、移動平均法による原価法  
掛品・原材料・貯蔵品……………(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社………移動平均法による原価法  
株式  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
時価法
4. 固定資産の減価償却方法  
有形固定資産……………定額法によっております。  
(リース資産を除く)  
無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）  
(リース資産を除く)……………に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法によっております。  
  
リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準  
貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

事業整理損失引当金……………事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

## 6. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象…金銭債権債務、借入金

ヘッジ方針……………主に当社の内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 表示方法の変更にに関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

また、税効果会計に関する注記において税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）に記載された内容を追加しております。

## 貸借対照表に関する注記

|                                           |           |
|-------------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                         | 39,553百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務                        |           |
| 短期金銭債権                                    | 12,001百万円 |
| 長期金銭債権                                    | 1,863百万円  |
| 短期金銭債務                                    | 1,048百万円  |
| 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務                    |           |
| 担保に供している資産                                |           |
| 売掛金                                       | 122百万円    |
| 関係会社株式                                    | 3,492百万円  |
| 担保に係る債務                                   |           |
| 保証債務                                      | 5,126百万円  |
| リース債務                                     | 4,658百万円  |
| 4. 偶発債務                                   |           |
| 保証債務                                      |           |
| 被保証者                                      |           |
| 共栄産業株式会社（営業債務）                            | 638百万円    |
| Pertama Ferroalloys SDN.BHD.（金融機関からの借入債務） | 5,126百万円  |
| 5. 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。  |           |
| なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。                |           |
| 受取手形                                      | 18百万円     |
| 支払手形                                      | 15百万円     |
| 6. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。                  |           |

### **損益計算書に関する注記**

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する売上高           | 35,641百万円 |
| 2. 関係会社からの仕入高            | 2,327百万円  |
| 3. 関係会社との営業取引以外の取引高      |           |
| 資産譲渡等に伴う収入額              | 316百万円    |
| 資産譲受等に伴う支出額              | 34百万円     |
| 4. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。 |           |

### **株主資本等変動計算書に関する注記**

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 自己株式に関する事項       |        |
| 当事業年度末における自己株式の数 | 1,324株 |

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 退職給付引当金               | 93百万円     |
| 投資有価証券評価損             | 68百万円     |
| ゴルフ会員権評価損             | 17百万円     |
| 未払事業税                 | 13百万円     |
| 未払事業所税                | 2百万円      |
| 棚卸資産調整額               | 42百万円     |
| 賞与引当金                 | 47百万円     |
| 事業整理損引当金              | 96百万円     |
| 棚卸資産評価損               | 249百万円    |
| 資産除去債務                | 133百万円    |
| 減損損失                  | 4,200百万円  |
| 退職給付信託運用益             | 211百万円    |
| 関係会社株式評価損             | 957百万円    |
| その他有価証券評価差額金          | 108百万円    |
| 繰越欠損金                 | 2,182百万円  |
| その他                   | 108百万円    |
| 繰延税金資産小計              | 8,534百万円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △2,182百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △5,733百万円 |
| 評価性引当額小計              | △7,915百万円 |
| 繰延税金資産合計              | 619百万円    |

#### (繰延税金負債)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| その他有価証券評価差額金    | △206百万円 |
| 特別償却準備金         | △127百万円 |
| 圧縮記帳積立金         | △20百万円  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2百万円   |
| 土地時価評価差額        | △102百万円 |
| その他             | △13百万円  |
| 繰延税金負債合計        | △473百万円 |

|           |        |
|-----------|--------|
| 繰延税金資産の純額 | 145百万円 |
|-----------|--------|

### 2. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類           | 会社等の<br>名 称          | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合       | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内 容  | 取引金額<br>(百万円) | 科 目   | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------|----------------------|----------------------------------|---------------|-------------|---------------|-------|---------------|
| その他の<br>関係会社 | 日本製鉄株式会<br>社<br>(注2) | 被所有<br>直接<br>20.7%<br>間接<br>0.2% | 当社製品の販<br>売   | 当社製品の販<br>売 | 34,501        | 売 掛 金 | 9,267         |

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

| 種類    | 会社等の<br>名 称                                                       | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内 容        | 取引金額<br>(百万円) | 科 目               | 期末残高<br>(百万円) |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 子 会 社 | 中央電気工業株<br>式会社<br>(注2)                                            | 所有<br>直接<br>100.0%         | 資金の援助         | 資金の貸付             | 2,200         | 短期貸付<br>金         | 2,200         |
| 関連会社  | Kudumane<br>Investment<br>Holding<br>Limited<br>(注2)              | 所有<br>直接<br>25.0%          | 資金の援助         | 資金の回収             | 26            | 関係会社<br>長期貸付<br>金 | 973           |
| 関連会社  | P e r t a m a<br>F e r r o a l l o y s<br>S D N . B H D .<br>(注2) | 所有<br>直接<br>25.0%          | 資金の援助         | 資金の貸付             | 1,668         | 関係会社<br>長期貸付<br>金 | 890           |
|       |                                                                   |                            | 資金の援助         | 増 資 の 引 受<br>(注3) | 3,492         | —                 | —             |
|       |                                                                   |                            | 資金の援助         | 債務保証              | 5,126         | —                 | —             |

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して決定しております。

(注3) デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金等の現物出資によるものであります。

### 1 株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 370円37銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 92円97銭  |